

## 九州ルーテル学院大学内部質保証の方針

令和元年7月18日 学長裁定

九州ルーテル学院大学は、内部質保証の推進を図るため次のとおり方針を定める。

### 1. 基本的な考え方

本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現並びに社会的使命の達成に向けて、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえ、質の向上に向けて恒常的に改善・改革を推進する。

さらに、教育研究活動等の状況について、本学が定める中期目標・計画に基づき、計画・運用・検証・改善の実践のサイクル(以下「PDCAサイクル」という。)を適切に機能させることにより、教育の充実、学習成果の向上等を図るとともに、教育研究活動等が適切な水準にあることを社会に対し発信し、説明責任を果たす。

### 2. 内部質保証の体制

#### (1) 内部質保証推進会議

大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長の下に、内部質保証推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

推進会議は、教育研究活動等の適切性及び有効性を検証するため、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括する。

さらに、自己点検・評価の結果及びこれを踏まえた全学の自己点検・評価並びに外部評価の検証結果は、中期目標・計画、教育研究組織及び事務組織の活動計画等に適切に反映させることにより、教育研究活動等の全学的な改善・向上を着実に推進する。

#### (2) 自己点検・総合評価委員会

推進会議の下に、自己点検・総合評価委員会を置く。

自己点検・総合評価委員会は、中期目標・中期計画で定めた事項を中心に、学部等ごとに毎年度実施している当該目標指標・根拠資料等による実績の評価を行い、その結果を踏まえて改善策を策定する。

これを自己点検・評価報告書に取りまとめ、学部等ごとの自己点検・評価として、推進会議に提案する。その過程では、それぞれの長所や問題点、改善課題を明らかにし、適切な目標設定を行った上で、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行う。

#### (3) 内部質保証推進会議等と協働する事務組織

推進会議及び自己点検・総合評価委員会の事務局として、学長室を置く。

学長室は、自己点検・評価、外部評価を含め、本学の内部質保証の推進に関する事項を行う。

### 3. 外部評価による内部質保証の実質化

内部質保証の適切性及び有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部有識者による点検・評価を受ける。

評価結果及び指摘事項等については、改善状況を点検し、教育研究活動等の改善・向上に結びつける。

#### 4. 教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表

学生へのアンケート等を含めて、自己点検・評価の基礎となる学内の教育研究情報の適切な把握と分析を行い、自律的な改善・改革を推進する。

自己点検・評価の結果を含め、本学の研究活動や学修実態等の特色、傾向及び改善状況を内部質保証推進会議に報告する。

また、これらを本学ホームページ等を通じて、積極的かつ分かりやすく広く社会に公表する。

#### 5. 教職員における内部質保証

教育改善活動を推進する組織的なFD・SD活動を通して、教職員それぞれが教育研究活動等の質の保証・向上の担い手であることの自覚を促す。

そのため、FD・SD委員会において教員同士の授業参観を実施し、また、学生支援懇談会において学期ごとに学生の履修状況等を把握することにより、学修成果の検証・評価につなげる。

さらに、上記について全学的な状況を集約し、大学としての組織的対応を推進会議で決定する。

これを自己点検・評価委員会、教務委員会、入試委員会等に報告し、教職員の内部質保証に関する意識の浸透を図る。

#### 6. 教学に関する行動指針等

大学においては学科、大学院においては専攻を単位として、教育研究上の目的及び3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入れ方針)を設定し、これを行動指針とする。

また、九州ルーテル学院大学教育の質保証に関する規程等により、本学における学修成果の評価・改善の方針を定め、大学全体、カリキュラム(学部・学科、研究科)及び授業科目のレベルにおいて、学位授与方針を満たす人材が育成できているか、カリキュラム・ポリシーに即した学修が進められているか等の視点で評価・改善を行う。

さらに、教育研究活動及び学生実態等に関する情報は、IR・情報委員会及び学長室が協働して、一元管理するとともに、必要な指標データを作成・分析し、改善に活用する。